

(19) 日本国特許庁(JP)

再 公 表 特 許(A1)

(11) 国際公開番号

W02011/122098

発行日 平成25年7月8日(2013.7.8)

(43) 国際公開日 平成23年10月6日(2011.10.6)

(51) Int.Cl.
A 6 1 B 8/00 (2006.01)F 1
A 6 1 B 8/00テーマコード (参考)
4 C 6 0 1

審査請求 有 予備審査請求 未請求 (全 14 頁)

出願番号 特願2012-508123 (P2012-508123)
 (21) 国際出願番号 PCT/JP2011/052154
 (22) 国際出願日 平成23年2月2日(2011.2.2)
 (31) 優先権主張番号 特願2010-80129 (P2010-80129)
 (32) 優先日 平成22年3月31日(2010.3.31)
 (33) 優先権主張国 日本国(JP)

(71) 出願人 000153498
 株式会社日立メディコ
 東京都千代田区外神田四丁目14番1号
 (74) 代理人 110000888
 特許業務法人 山王坂特許事務所
 (72) 発明者 ニノ宮 篤
 東京都港区赤坂五丁目3番1号 株式会社
 日立製作所 デザイン本部内
 (72) 発明者 柳瀬 和幸
 東京都港区赤坂五丁目3番1号 株式会社
 日立製作所 デザイン本部内
 (72) 発明者 横山 仁
 東京都港区赤坂五丁目3番1号 株式会社
 日立製作所 デザイン本部内

最終頁に続く

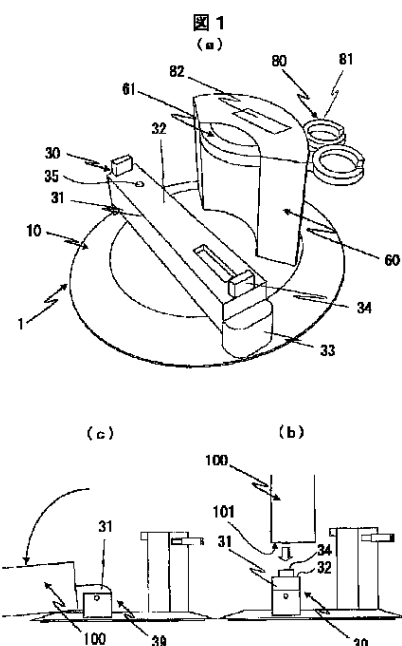
(54) 【発明の名称】 携帯型超音波診断装置用載置台

(57) 【要約】

ノート型の携帯型超音波診断装置の使い勝手を向上する充電機能を備えた携帯型超音波診断装置用載置台を提供する。

平板状のベース部10に携帯型超音波診断装置100の装着部30を備え、ベース部10に充電器を内蔵した本体部60を備える携帯型超音波診断装置100に電源を供給する充電端子35を備えている。

【図1】



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

平板状のベース部と、前記ベース部に携帯型超音波診断装置の後端部を着脱可能に取り付ける装着部と、前記携帯型超音波診断装置に充電する充電器を内蔵した本体部とを備えることを特徴とする携帯型超音波診断装置用載置台。

【請求項 2】

前記請求項 1 記載の携帯型超音波診断装置用載置台において、

前記装着部は、支持部と回転部とを備え、

前記支持部は前記ベース部の両側に設けられ、この一对の支持部によって、棒状の一辺に取付面を備えた前記回転部が支持され、前記回転部は、前記取付面を上方に向けた位置から前方に向けた位置まで可動にする機構を備えている

10

ことを特徴とする携帯型超音波診断装置用載置台。

【請求項 3】

前記請求項 1 または 2 記載の携帯型超音波診断装置用載置台において、

前記装着部と前記本体部は前記ベース部の前後に配置され、前記装着部は長手方向を左右にする姿勢で配置され、前記本体部は前記ベース部から隆起して形成され、前記本体部の前側の上部にハンドル部を備えている

ことを特徴とする携帯型超音波診断装置用載置台。

【請求項 4】

前記請求項 1 ないし 3 のいずれか 1 項記載の携帯型超音波診断装置用載置台において、

20

前記本体部は、その背面壁に超音波探触子を保持するための備品装着部を備えている

ことを特徴とする携帯型超音波診断装置用載置台。

【請求項 5】

前記請求項 1 ないし 4 のいずれか 1 項記載の携帯型超音波診断装置用載置台において、

前記ベース部は、その底面部に円盤状の薄い脚部を備え、この脚部はベース部を旋回可能に支持している

ことを特徴とする携帯型超音波診断装置用載置台。

【請求項 6】

前記請求項 1 の携帯型超音波診断装置用載置台において、

前記本体部は、備品装着部と、この本体部の前部の上方に設けられるハンドル部とを備え、

30

前記装着部は、携帯型超音波診断装置を取り付ける取付面を備えた回転部と、この回転部を支持する支持部とを備え、

前記取付面には、携帯型超音波診断装置の後端部を保持する嵌合部と、前記保持状態で携帯型超音波診断装置に電源を供給する充電端子を備えていることを特徴とする携帯型超音波診断装置用載置台。

【発明の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本発明は、ノート型の携帯型超音波診断装置を載置するための携帯型超音波診断装置用載置台に関する。

40

【背景技術】**【0002】**

従来の超音波診断装置は、移動可能な台車に各種装置を搭載したワゴンタイプが主流であるが、可搬性に優れた携帯型超音波診断装置が発表されている。その代表的な形態がノートタイプと呼ばれる携帯型超音波診断装置である。このノートタイプと呼ばれる携帯型超音波診断装置は、薄型の本体筐体に対して表示装置を備えた蓋筐体を折りたたみ可能とする構造を備えている。

【0003】

この携帯型超音波診断装置は、通常は、テーブル面に設置されており、緊急の場合に、

50

持ち運んで使用する。この携帯型超音波診断装置は、充電可能なバッテリー部を備えているため、設置状態では充電器を介して電源供給を受け、持ち運んだ先では、バッテリー部から電源供給を受けることにより、利用することができる。

【 0 0 0 4 】

従来一般的な充電器は、電源コードの中間部に箱形の充電器本体を備えている。電源コードの一方を家庭内配線に接続し、他方を電源供給を受ける機器に接続するのが一般的である。

【 0 0 0 5 】

携帯電話などでは、水平の姿勢から垂直方向に傾動自在に設けた起立壁をケース本体に取り付けることにより、収納時は起立壁を水平の姿勢とすることでコンパクトな形態とし、使用時は起立壁を垂直方向に傾動させて、この起立壁をガイドにして電気機器を投げ込み方式で充電させることができるものなどが提案されている（例えば、特許文献 1）。

10

【 0 0 0 6 】

また、情報機器などでは、ノート型パソコンに供給するための DC 電源を得る電源装置やノート型パソコンからの音声出力のステレオ再生を行うための装置などをコンパクトに納めた補助装置を準備し、この補助装置の上にノート型パソコンを載せて用いその機能及び使い勝手を向上させるものが提案されている（例えば、特許文献 2）。

【 先行技術文献 】

【 特許文献 】

【 0 0 0 7 】

20

【 特許文献 1 】 特開平 9 - 1 9 0 7 0 号公報

【 特許文献 2 】 特開平 1 1 - 5 3 0 5 4 号公報

【 発明の概要 】

【 発明が解決しようとする課題 】

【 0 0 0 8 】

前記したように、携帯型超音波診断装置は、通常は、テーブル面に設置されており、緊急の場合に、持ち運んで使用する。したがって、通常の使用時では、バッテリー付きの携帯型超音波診断装置に電源を供給し、使用しない状態では、携帯型超音波診断装置への電源供給を維持しつつ携帯型超音波診断装置をコンパクトに収納できれば、テーブル面を広く使えて有効である。しかし、このような課題を解決できる従来技術は提案されていない。

30

【 0 0 0 9 】

また、携帯型超音波診断装置においては、超音波探触子などの付属品が必要であるが、携帯型超音波診断装置を搬送（持ち運び）時に付属品も同時に搬送できる提案も従来技術ではなされていない。

【 0 0 1 0 】

そこで、この発明の目的とするところは、携帯型超音波診断装置の使い勝手を向上する充電機能を備えた携帯型超音波診断装置用載置台を提供することにある。

【 課題を解決するための手段 】

【 0 0 1 1 】

40

前記目的を達成するために、この発明に係る携帯型超音波診断装置の携帯型超音波診断装置用載置台は、平板状のベース部の前部に携帯型超音波診断装置の装着部を備え、充電器を内蔵した本体部を備える。

【 発明の効果 】

【 0 0 1 2 】

本発明によれば、携帯型超音波診断装置を使い勝手を向上する充電機能を備えた携帯型超音波診断装置用載置台を提供することができる。

【 図面の簡単な説明 】

【 0 0 1 3 】

【 図 1 】 本発明に係る携帯型超音波診断装置用載置台の概略構造図であり、図 1 (a) が

50

携帯型超音波診断装置用載置台の外観斜視図であり、図 1 (b) が携帯型超音波診断装置の装着状態を示す側面図であり、図 1 (c) が携帯型超音波診断装置の使用状態を示す側面図である。

【図 2】本発明に係る携帯型超音波診断装置用載置台の動作機構部の詳細構造図であり、図 2 (a) が装着部 30 に設けられる折りたたみ回転機構部 36 の概略図であり、図 2 (b) がベース部 10 に設けられる旋回機構部 11 の断面図である。

【図 3】本発明に係る携帯型超音波診断装置用載置台の外観図であり、図 3 (a) が平面図、図 3 (b) が右側面図、図 3 (c) が正面図、図 3 (d) が背面図である。

【図 4】本発明に係る携帯型超音波診断装置用載置台の使用状態図であり、図 4 (a) が携帯型超音波診断装置 100 を立てた姿勢で載置台 1 に収納した状態の側面図、図 4 (b) が携帯型超音波診断装置 100 を横姿勢で装着した状態の側面図である。

【図 5】本発明に係る携帯型超音波診断装置用載置台の使用状態図であり、図 5 (a) が載置台 1 の引掛具 81 に超音波探触子を取り付けた状態の斜視図、図 5 (b) が引掛具 81 を取付溝 64 に取り付けた状態の部分断面図である。

【発明を実施するための形態】

【0014】

以下、図 1 から図 5 を参照して、この発明に係る携帯型超音波診断装置用載置台を詳細に説明する。

【0015】

先ず図 1 を参照して、携帯型超音波診断装置用載置台の概略構造を説明する。ここで、図 1 は本発明に係る携帯型超音波診断装置用載置台の概略構造図であり、図 1 (a) が携帯型超音波診断装置用載置台の外観斜視図であり、図 1 (b) が携帯型超音波診断装置の装着状態を示す側面図であり、図 1 (c) が携帯型超音波診断装置の使用状態を示す側面図である。

【0016】

図 1 において、符号 1 で総括的に示すこの実施例に係る携帯型超音波診断装置用載置台は、ノート型と呼ばれる充電バッテリー部を備えた超音波診断装置 100 に電源を供給し、かつ、これを収納して保持し、この保持した状態で超音波診断装置 100 を搬送する（持ち運ぶ）ことが可能なものである。ここで、この発明で定義するノート型の携帯型超音波診断装置 100 とは、薄型の本体筐体に対して表示装置を備えた蓋筐体を折りたたみ可能とする構造を備えているものを言う。この携帯型超音波診断装置 100 は、背面側に充電端子や各種の端子を備えているので、本発明に係る携帯型超音波診断装置用載置台 1 では、この携帯型超音波診断装置 100 の背面部を保持する構造を備えている。

【0017】

さて、この携帯型超音波診断装置用載置台 1 は、平板状のベース部 10 と、このベース部 10 の前部に設けられる装着部 30 と、このベース部 10 の後方に設けられる本体部 60 を含んで構成する。この実施例では、ベース部 10 を薄い板状の円盤形状としているが、これに限定されるものではなく四角形状でもよい。

【0018】

装着部 30 は、ノート型の携帯型超音波診断装置 100 の後端部 101 を保持して電源を供給するものである。装着部 30 は、携帯型超音波診断装置 100 を取り付ける取付面 32 を備えた回転部 31 と、この回転部 31 を支持する支持部 33 とを含んで構成される。この実施例では、回転部 31 を棒状の形状とし、その長手方向の 1 辺に取付面 32 を形成している。そして、この回転部 31 は、ベース部 10 に取り付けられる一対の支持部 33 により、その長手方向の両側を回転可能に保持されている。

【0019】

また、取付面 32 には、携帯型超音波診断装置 100 の後端部 101 を保持する嵌合部 34 と、前記保持状態で携帯型超音波診断装置 100 に電源を供給する充電端子 35 が設けられている。

【0020】

一方、本体部 60 は、図示しない充電器を内蔵している。そして、この本体部 60 の外周には、超音波探触子 110 や超音波探触子のケーブルコネクタ 120 などを収納する備品装着部 80 や、携帯型超音波診断装置用載置台 1 を搬送する（持ち運ぶ）際に持ち手となるハンドル部 61 を設けている。この実施例では、備品装着部 80 として、本体部 60 の後方の外周面に設けられる超音波探触子 110 を保持するための引掛具 81 と、本体部 60 の上面に設けられる超音波探触子 110 のケーブルコネクタ 120 を保持するための凹状の保持部 82 とを設けている。また、この実施例では、ハンドル部 61 を本体部 60 の前側の上部に設けている。

【0021】

そして、この実施例に係る携帯型超音波診断装置用載置台 1 の大きな特徴の 1 つは、取付面 32 を上方に向けた収納姿勢 A（図 1（b））から取付面 32 を前方に向けた使用姿勢 B（図 1（c））まで、装着部 30 の回転部 31 を回転可能に支持した点にある。

【0022】

即ち、この実施例によれば、図 1（b）に示すように、装着部 30 の取付面 32 に携帯型超音波診断装置 100 の後端部 101 を装着すれば、携帯型超音波診断装置 100 に電源を供給することができる。そして、図 1（c）に示すように、装着部 30 の回転部 31 を手前に回転させれば携帯型超音波診断装置 100 を水平な姿勢とすることができるので、この水平な姿勢で携帯型超音波診断装置 100 を使用することができる。また、図 1（b）に示すように、装着部 30 の回転部 31 を引き起こせば携帯型超音波診断装置 100 を垂直な姿勢で保持することができるので、携帯型超音波診断装置 100 を携帯型超音波診断装置用載置台 1 の上方にコンパクトに収納することができる。

【0023】

また、この実施例に携帯型超音波診断装置用載置台 1 の大きな特徴の他の 1 つは、ユーザがハンドル部 61 をつかんで、立てた姿勢の携帯型超音波診断装置 100 を収納した携帯型超音波診断装置用載置台 1 をバランスよく搬送する（持ち運ぶ）ことができる点にある。即ち、この実施例では、立てて収納される携帯型超音波診断装置 100 と本体部 60 との間にハンドル部 61 を設けているので、搬送時の前後のバランスが良好となる。

【0024】

また、この実施例に携帯型超音波診断装置用載置台 1 の大きな特徴の他の 1 つは、この携帯型超音波診断装置用載置台 1 に備品装着部 80 を設けた点にある。この構造によれば、搬送時に超音波探触子などの備品も、携帯型超音波診断装置 100 とともに搬送することができる。

【0025】

このように、この実施例によれば、ノート型の携帯型超音波診断装置 100 の使い勝手を向上する充電機能を備えた携帯型超音波診断装置用載置台 1 を提供することができる。

【0026】

以下、図 1 を参照しながら図 2 から図 5 を基に、この実施例に係る携帯型超音波診断装置用載置台 1 を更に説明する。

【0027】

先ず、図 2 および図 3 を参照して、携帯型超音波診断装置用載置台 1 の主たる動作機構部を説明する。ここで、図 2 は携帯型超音波診断装置用載置台 1 の動作機構部の詳細構造図であり、図 2（a）が装着部 30 に設けられる折りたたみ回転機構部 36 の概略図であり、図 2（b）がベース部 10 に設けられる旋回機構部 11 の断面図である。図 3 は、本発明に係る携帯型超音波診断装置用載置台 1 の外観図であり、図 3（a）が平面図、図 3（b）が右側面図、図 3（c）が正面図、図 3（d）が背面図を示している。

【0028】

先ず、図 2（a）のように、この実施例の回転部 31 は、長手方向の 1 辺に平坦な取付面 32 を備え、この取付面 32 と対向する 1 辺側 132 を、回転動作を考慮して、丸みのある形状としている。この回転部 31 は、その長手方向の両端に、両側に張り出した水平回転軸 37 を備えている。一方、回転部 31 の長手方向の両端を支持する支持部 33 は、

その内壁面に前記水平回転軸 37 を支持する水平軸受部 38 を備えている。この構造によれば、回転部 31 を水平な姿勢で保持し、かつ、取付面 32 を上方に向けた姿勢から、この取付面 32 を前方に向けた範囲で回転可能に保持することができる。

【0029】

また、この回転機構部 36 には、支持部 33 と回転部 31 との摺動面 39 にロック機構部 40 が設けられている。例えば、この実施例のロック機構部 40 は、回転部 31 の長手方向に沿ってスライドするロックピン 41 と、このロックピン 41 の先端部が嵌合する嵌合穴 42 とを含んで構成する。ロックピン 41 は図示しないばねにより、その先端部を摺動面 39 に押し当てるように作用させる。そして、回転部 31 の摺動面 39 の所定の位置に嵌合穴 42 を設ければ、この嵌合穴 42 が設けられる位置でロックピン 41 と嵌合穴 42 とが嵌合するので、回転部 31 を固定状態とすることができる。

10

【0030】

この実施例では、少なくとも取付面 32 を上方に向けた位置でロック状態となるように嵌合穴 42 を設ければ、搬送時や収納時に携帯型超音波診断装置 100 を固定することができる。また、携帯型超音波診断装置 100 を水平な姿勢で固定するようにしてもよい。なお、ロック状態の解除は、ロックピン 41 の外側の端部を外方に引っ張れば前記嵌合状態を解除することができる。

【0031】

図 2 (b) のように、この実施例の携帯型超音波診断装置用載置台 1 は旋回機構部 11 を備えている。旋回機構部 11 は、ベース部 10 の底面に配置された薄い円盤状の脚部 12 を有し、この脚部 12 の中心位置に設けられた垂直回転軸 13 により、脚部 12 とベース部 10 とが回転可能に連結されている。

20

【0032】

携帯型超音波診断装置 100 の場合、患者が寝ているベッドの横に携帯型超音波診断装置 100 を載置したワゴンを移動させて、操作者が、ベッドの横位置から診断作業を行うケースが多い。また一方、患者に取得した画像を見せるケースも多い。従来の携帯型超音波診断装置では、旋回機構がないために、ワゴンを旋回するなどして、携帯型超音波診断装置 100 の表示装置を旋回させなければならないという課題がある。この実施例によれば、携帯型超音波診断装置 100 に旋回機構を備えることなく、前記課題を解決することができる。

30

【0033】

次に、図 3 (a) ~ (d) を参照して、携帯型超音波診断装置用載置台 1 の外觀形状をさらに説明する。

【0034】

図 3 (a) ~ (d) のように、この実施例ではベース部 10 を薄い円盤形状として、その上面の外周にリング状の傾斜面 14 を形成している。この傾斜面 14 を設けることにより、携帯型超音波診断装置用載置台 1 を接地面に馴染ませるとともに、水平な姿勢の携帯型超音波診断装置 100 を取り付けられた状態で、ベース部 10 の周囲が邪魔にならない形状としている。

【0035】

ベース部 10 の上面には、その長手方向を左右姿勢で設けられる装着部 30 と、本体部 60 とを前後に配置されている。これにより、携帯型超音波診断装置 100 を装着した際のバランスを取ったレイアウトとしている。特に、装着部 30 は、重量のある携帯型超音波診断装置 100 を装着するため、ベース部 10 の中央寄りの位置に設けている。

40

【0036】

また、装着部 30 を構成する一对の支持部 33 は、両側の傾斜面 14 に起立する姿勢で設けられ、回転部 31 は、この一对の支持部 33 の間に回転可能に保持される。一方、本体部 60 は、装着部 30 の後方に装着部 30 より隆起して設けられる。

【0037】

この本体部 60 は、傾斜面 14 の内側に形成される円形の水平面に合わせて、その上面

50

形状が、傾斜面 14 の内側に沿ったリング形状の 1 / 4 を占める形状としている。これにより、本体部 60 の後方の形状は傾斜面 14 に沿った円弧状の壁面 62 が形成され、本体部 60 の前部には凹状の壁面 63 が形成される。

【0038】

そして、この凹状の壁面 63 を利用してアーチ状の握り部を備えたハンドル部 61 を設けている。このハンドル部 61 の構造によれば、手を挿入するスペースを確保するとともに、全体をコンパクトな構造とすることができる。しかも、ハンドル部 61 を本体部 60 の前面上部に設けたことにより、本体部 60 の上面を備品装着部 80 の配置面とすることができる。この実施例では、本体部 60 をフラット面として、このフラット面に超音波探触子のケーブルコネクタ 120 を保持する凹状の保持部 82 を設けている。

10

【0039】

また、この実施例では、円弧状の壁面 62 を利用して、この円弧に沿って移動可能な引掛具 81 を配置している。即ち、この実施例の引掛具 81 は、一端に、リングの一部が切り欠かれた保持リング部 81a を備え、他端は、円弧状の壁面 62 に沿って水平に形成された取付溝 64 にスライド移動可能に嵌合されている。

【0040】

次に、図 4 と図 5 を参照して、この実施例に係る携帯型超音波診断装置用載置台 1 の使い勝手を説明する。ここで、図 4 は携帯型超音波診断装置用載置台 1 の使用状態図であり、図 4 (a) が携帯型超音波診断装置 100 を立てた姿勢で載置台 1 に収納した状態の側面図、図 4 (b) が携帯型超音波診断装置 100 を横姿勢で装着した状態の側面図である。図 5 は、携帯型超音波診断装置用載置台 1 の使用状態図であり、図 5 (a) が、載置台 1 の引掛具 81 に超音波探触子を取り付けた状態の斜視図、図 5 (b) が引掛具 81 を取付溝 64 に取り付けた状態の部分断面図である。

20

【0041】

図 4 (a) , (b) のように、この実施例の携帯型超音波診断装置用載置台 1 に取り付けられるノート型の携帯型超音波診断装置 100 は、薄型の本体筐体 102 に対して表示装置を備えた蓋筐体 103 を折りたたみ可能とする構造を備えたものである。携帯型超音波診断装置 100 を取り付ける場合は、図 4 (a) に示すように、取付面 32 を上方に向けた状態で取り付けようとする。この状態で、携帯型超音波診断装置 100 の底面が手前側にくるように取り付ける。ここで、ロック機構部 40 は実線で示した立て姿勢でロック状態とすることで、携帯型超音波診断装置 100 の取り付けを容易にすることができるとともに、搬送（持ち運び）を良好に行うことができる。なお、破線で示すように、やや後方に傾けた姿勢でロック状態とすることもよい。

30

【0042】

さて、この図 4 (a) に示す収納状態から、ロック状態を解除して、携帯型超音波診断装置 100 を手前に倒した図 4 (b) に示す状態に変化させれば携帯型超音波診断装置 100 をスタンバイ状態とすることができる。このスタンバイ状態から蓋筐体 103 を開けば、携帯型超音波診断装置 100 を通常に使用することができるし、旋回させることもできる。

【0043】

また、図 4 (b) に示す状態で蓋筐体 103 を閉めれば、携帯型超音波診断装置 100 を扁平な状態とすることができる。そして、図 4 (b) に示す状態から図 4 (a) に示す状態に変化させれば、いままで携帯型超音波診断装置 100 に占領されていたテーブル面を他の作業に活用することができる。更に、図 4 (a) に示す収納状態であれば、ハンドル部 61 を保持して搬送することができる。

40

【0044】

また、図 5 に示すように、この実施例の携帯型超音波診断装置用載置台 1 では、超音波診断では不可欠な超音波探触子 110 などの備品類を装着可能な備品装着部 80 を備えている。備品装着部 80 は、図 5 (b) に示すように、凸の円弧状の壁面 62 に沿って形成される取付溝 64 に一端をスライド移動可能に取り付けた引掛具 81 を複数有している。

50

超音波診断装置 100 の場合、診断作業では複数の超音波探触子 110 を使用する。この実施例では、複数の超音波探触子 110 を携帯型超音波診断装置用載置台 1 に収納することができる。

【0045】

例えば、図 5 (a) に示すように、超音波探触子 110 のコードを保持リング部 81a の切り欠き部を通すことで、この超音波探触子 110 を引掛具 81 に取り付けることができる。しかも、この引掛具 81 は超音波探触子 110 のコード類も引っ掛けて束ねることができる。更に、この引掛具 81 は、円弧状に沿って任意の位置に移動させることができるから、多様な方向からのアクセスが良好である。また、備品装着部 80 は、本体部 60 の上面に設けた保持部 82 を有し、保持部 82 は、使っている超音波探触子 110 をちょ

10

【0046】

このように、この実施例に係る携帯型超音波診断装置用載置台 1 は、ノート型あるいは、これと類する使い勝手の携帯型超音波診断装置 100 に適用することができる。

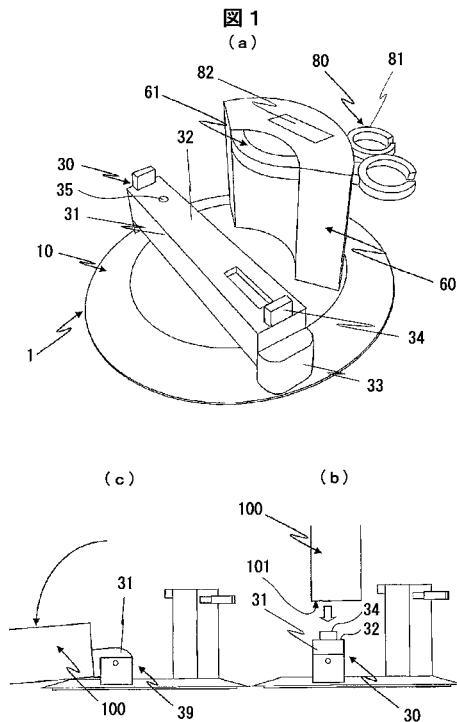
【符号の説明】

【0047】

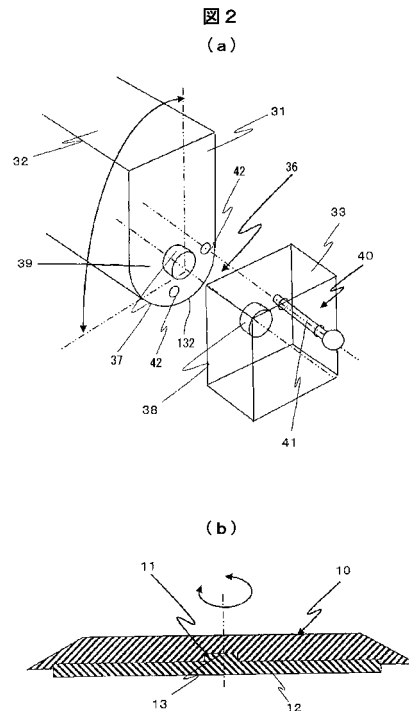
1 ... 携帯型超音波診断装置用載置台、10 ... ベース部、11 ... 旋回機構部、12 ... 脚部、13 ... 垂直回転軸、14 ... 傾斜面、30 ... 装着部、31 ... 回転部、32 ... 取付面、33 ... 支持部、34 ... 嵌合部、35 ... 充電端子、36 ... 回転機構部、37 ... 水平回転軸、38 ... 水平軸受部、39 ... 摺動面、40 ... ロック機構部、41 ... ロックピン、42 ... 嵌合穴、60 ... 本体部、61 ... ハンドル部、62 ... 壁面、63 ... 壁面、64 ... 取付溝、80 ... 備品装着部、81 ... 引掛具、81a ... 保持リング部、82 ... 保持部、100 ... 携帯型超音波診断装置、101 ... 後端部、102 ... 本体筐体、103 ... 蓋筐体、110 ... 超音波探触子、120 ... 超音波探触子ケーブルコネクタ

20

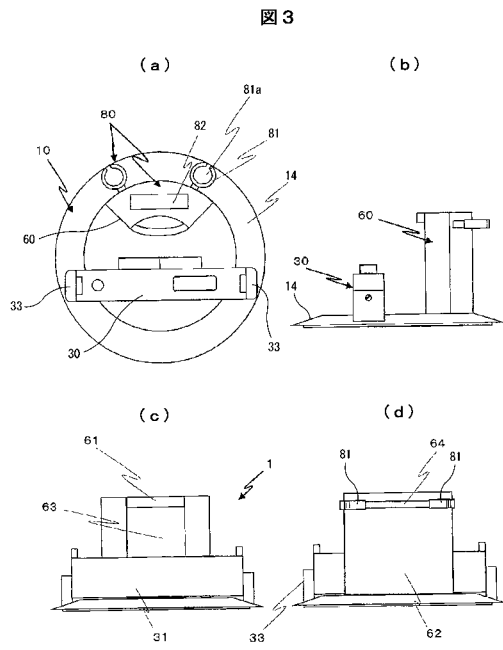
【図 1】



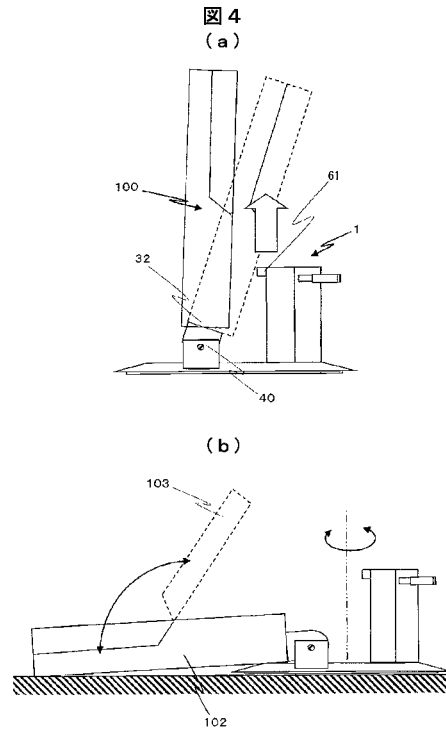
【図 2】



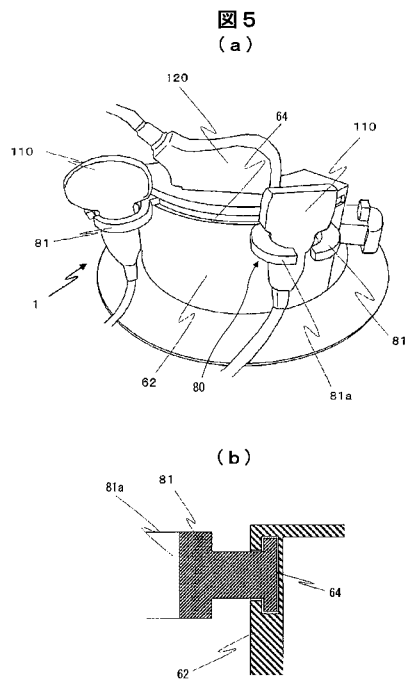
【 図 3 】



【 図 4 】



【 図 5 】



【 国際調査報告 】

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.

PCT/JP2011/052154

A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER

A61B8/00(2006.01) i

According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC

B. FIELDS SEARCHED

Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols)

A61B8/00

Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searched

Jitsuyo Shinan Koho	1922-1996	Jitsuyo Shinan Toroku Koho	1996-2011
Kokai Jitsuyo Shinan Koho	1971-2011	Toroku Jitsuyo Shinan Koho	1994-2011

Electronic data base consulted during the international search (name of data base and, where practicable, search terms used)

C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT

Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
X	JP 2006-519684 A (Zonare Medical Systems, Inc.), 31 August 2006 (31.08.2006), paragraphs [0047], [0055]; fig. 5 & US 2004/0179332 A1 & US 2008/0055826 A1 & WO 2004/080364 A2 & DE 112004000387 T	1, 4
X	JP 2009-240437 A (Fujifilm Corp.), 22 October 2009 (22.10.2009), paragraphs [0014], [0027] to [0032], [0050]; fig. 2, 3 & US 2009/0247877 A & EP 2105094 A2	1

☒ Further documents are listed in the continuation of Box C.
 ☐ See patent family annex.

* Special categories of cited documents:

"A" document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance

"E" earlier application or patent but published on or after the international filing date

"L" document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified)

"O" document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means

"P" document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed

"T" later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention

"X" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone

"Y" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art

"&" document member of the same patent family

Date of the actual completion of the international search
21 February, 2011 (21.02.11)Date of mailing of the international search report
08 March, 2011 (08.03.11)Name and mailing address of the ISA/
Japanese Patent Office

Authorized officer

Facsimile No.

Telephone No.

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.

PCT/JP2011/052154

C (Continuation). DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT

Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
X	JP 2009-240436 A (Fujinon Corp.), 22 October 2009 (22.10.2009), paragraphs [0021] to [0026], [0044], [0061]; fig. 2, 3 (Family: none)	1
X	JP 2002-85405 A (Toshiba Corp.), 26 March 2002 (26.03.2002), paragraph [0057]; fig. 15 (Family: none)	1
A	JP 2007-189381 A (Fujifilm Corp.), 26 July 2007 (26.07.2007), paragraphs [0018], [0019]; fig. 4 (Family: none)	1-6

国際調査報告		国際出願番号 PCT/JP2011/052154	
A. 発明の属する分野の分類 (国際特許分類 (IPC)) Int.Cl. A61B8/00(2006.01)i			
B. 調査を行った分野 調査を行った最小限資料 (国際特許分類 (IPC)) Int.Cl. A61B8/00			
最小限資料以外の資料で調査を行った分野に含まれるもの 日本国実用新案公報 1922-1996年 日本国公開実用新案公報 1971-2011年 日本国実用新案登録公報 1996-2011年 日本国登録実用新案公報 1994-2011年			
国際調査で使用した電子データベース (データベースの名称、調査に使用した用語)			
C. 関連すると認められる文献			
引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求項の番号	
X	JP 2006-519684 A (ゾナレ メディカル システムズ, インコーポレイテッド) 2006.08.31, 段落[0047], [0055], 第5図 & US 2004/0179332 A1 & US 2008/0055826 A1 & WO 2004/080364 A2 & DE 112004000387 T	1, 4	
X	JP 2009-240437 A (富士フイルム株式会社) 2009.10.22, 段落[0014], [0027]-[0032], [0050], 第2, 3図 & US 2009/0247877 A & EP 2105094 A2	1	
X	JP 2009-240436 A (フジノン株式会社) 2009.10.22, 段落[0021]-[0026], [0044], [0061], 第2, 3図 (ファミリーなし)	1	
☒ C欄の続きにも文献が列挙されている。 ☐ パテントファミリーに関する別紙を参照。			
* 引用文献のカテゴリー 「A」特に関連のある文献ではなく、一般的技術水準を示すもの 「E」国際出願日前の出願または特許であるが、国際出願日以後に公表されたもの 「L」優先権主張に疑義を提起する文献又は他の文献の発行日若しくは他の特別な理由を確立するために引用する文献 (理由を付す) 「O」口頭による開示、使用、展示等に言及する文献 「P」国際出願日前で、かつ優先権の主張の基礎となる出願日の後に公表された文献 「T」国際出願日又は優先日後に公表された文献であって出願と矛盾するものではなく、発明の原理又は理論の理解のために引用するもの 「X」特に関連のある文献であって、当該文献のみで発明の新規性又は進歩性がないと考えられるもの 「Y」特に関連のある文献であって、当該文献と他の1以上の文献との、当業者にとって自明である組合せによって進歩性がないと考えられるもの 「&」同一パテントファミリー文献			
国際調査を完了した日 21.02.2011		国際調査報告の発送日 08.03.2011	
国際調査機関の名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 宮川 哲伸	2Q 9208
		電話番号 03-3581-1101	内線 3292

国際調査報告		国際出願番号 PCT/J P 2 0 1 1 / 0 5 2 1 5 4
C (続き) . 関連すると認められる文献		
引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求項の番号
X	JP 2002-85405 A (株式会社東芝) 2002.03.26, 段落[0057], 第15図 (ファミリーなし)	1
A	JP 2007-189381 A (富士フイルム株式会社) 2007.07.26, 段落 [0018], [0019], 第4図 (ファミリーなし)	1-6

フロントページの続き

(81)指定国 AP(BW, GH, GM, KE, LR, LS, MW, MZ, NA, SD, SL, SZ, TZ, UG, ZM, ZW), EA(AM, AZ, BY, KG, KZ, MD, RU, TJ, TM), EP(AL, AT, BE, BG, CH, CY, CZ, DE, DK, EE, ES, FI, FR, GB, GR, HR, HU, IE, IS, IT, LT, LU, LV, MC, MK, MT, NL, NO, PL, PT, RO, RS, SE, SI, SK, SM, TR), OA(BF, BJ, CF, CG, CI, CM, GA, GN, GQ, GW, ML, MR, NE, SN, TD, TG), AE, AG, AL, AM, AO, AT, AU, AZ, BA, BB, BG, BH, BR, BW, BY, BZ, CA, CH, CL, CN, CO, CR, CU, CZ, DE, DK, DM, DO, DZ, EC, EE, EG, ES, FI, GB, GD, GE, GH, GM, GT, HN, HR, HU, ID, IL, IN, IS, JP, KE, KG, KM, KN, KP, KR, KZ, LA, LC, LK, LR, LS, LT, LU, LY, MA, MD, ME, MG, MK, MN, MW, MX, MY, MZ, NA, NG, NI, NO, NZ, OM, PE, PG, PH, PL, PT, RO, RS, RU, SC, SD, SE, SG, SK, SL, SM, ST, SV, SY, TH, TJ, TM, TN, TR, TT, TZ, UA, UG, US, UZ, VC, VN, ZA, ZM, ZW

(72)発明者 柏木 貴

東京都千代田区外神田四丁目 1 4 番 1 号 株式会社日立メディコ内

(72)発明者 松下 泰介

東京都千代田区外神田四丁目 1 4 番 1 号 株式会社日立メディコ内

Fターム(参考) 4C601 EE11 LL26 LL32

(注) この公表は、国際事務局(WIPO)により国際公開された公報を基に作成したものである。なおこの公表に係る日本語特許出願(日本語実用新案登録出願)の国際公開の効果は、特許法第184条の10第1項(実用新案法第48条の13第2項)により生ずるものであり、本掲載とは関係ありません。

专利名称(译)	便携式超声诊断设备的放置台		
公开(公告)号	JPWO2011122098A1	公开(公告)日	2013-07-08
申请号	JP2012508123	申请日	2011-02-02
[标]申请(专利权)人(译)	株式会社日立医药		
申请(专利权)人(译)	株式会社日立メディコ		
[标]发明人	二ノ宮 篤 柳瀬和幸 横山仁 柏木貴 松下泰介		
发明人	二ノ宮 篤 柳瀬 和幸 横山 仁 柏木 貴 松下 泰介		
IPC分类号	A61B8/00		
CPC分类号	A61B8/4427 A61B8/4209 A61B8/4433 A61B8/56		
FI分类号	A61B8/00		
F-TERM分类号	4C601/EE11 4C601/LL26 4C601/LL32		
优先权	2010080129 2010-03-31 JP		
其他公开文献	JP5563064B2		
外部链接	Espacenet		

摘要(译)

提供了一种用于便携式超声诊断设备的安装台，其具有充电功能并且提高了笔记本便携式超声诊断设备的可用性。用于便携式超声波诊断装置（100）的安装单元（30）设置在板状的基本单元（10）上，并且基本单元（10）设置有具有内置充电器的主体单元（60），充电端子（35）用于向便携式超声波诊断装置（100）供电。

[图1]

